

自然災害等における休講措置の対応について

令和4年7月12日
運営委員会承認

自然災害等における休講措置の対応に関する申し合わせ(平成16年9月16日教務委員会了承,平成31年3月14日教育企画委員会改訂)に基づき,大学院マス・フォア・イノベーション関係学府の授業,学期末試験(以下,「授業等」という。)の自然災害等における対応を次のとおり定める。

(休講措置)

1. 授業等の取り扱いは,次のとおりとする。

(1) 気象警報等に対する取扱い

- ① 福岡市又は糸島市に,特別警報が発表された場合は,大学院マス・フォア・イノベーション関係学府の授業等を休講とする。
- ② 台風(「強さ」の階級が「非常に強い」又は「猛烈な」を想定。)により,授業等の施が困難であると認める場合の休講措置は,教育担当理事が決定する。
- ③ 福岡市又は糸島市に,警報(大雨,洪水,大雪,暴風又は暴風雪に限る。)の発表及び自治体が発令する避難勧告その他の要因により,授業等の実施(継続)が困難であると認める場合の休講措置はマス・フォア・イノベーション関係学府長(以下,「学府長」という)が決定する。
- ④ ①及び②に関わらず,学府長は,学生等の安全の確保をするために必要と認めた場合は,授業等を継続することができる。

なお,上記①～③において,警報が解除された場合は,次の基準により対応する。

警報解除時刻	授業等の取扱い
午前 6時以前に解除の場合	通常どおり実施
午前10時以前に解除の場合	午前休講
午前10時の時点で解除されていない場合	全日休講

(2) 公共交通機関運転休止における取扱い

- ① 気象警報発令等により, JR筑肥線,昭和バスのいずれかが運転を休止(以下「運休」という。)した場合は,大学院マス・フォア・イノベーション関係学府の授業を休講とする。
なお,運休解除後の取扱いは,次に掲げる基準により運用する。

運休解除時刻	授業等の取扱い
午前 6時以前に解除の場合	通常どおり実施
午前10時以前に解除の場合	午前休講
午前10時の時点で解除されていない場合	全日休講

- ② 事故やストライキ等により，JR筑肥線，昭和バスのいずれかが運休した場合も同様に取
り扱う。
- ③ 授業開始後は，学府長の判断により適宜，休講措置を講じる。
- ④ その他の要因により，学府長が授業等の実施（継続）が困難と判断した場合，休講措置を
講じることがある。

(3) 伊都キャンパス以外で開講する授業等については，当該科目を開講する講義室を管理する部
局において講じられた措置に準ずる。

(4) その他の要因により，学府長が授業等の実施（継続）が困難と判断した場合，休講措置を講
じることがある。

(周知方法)

2. 前項第1号及び第2号の気象情報，災害情報並びに運休及び運休解除に関する情報は，学務部
学務企画課が収集する。休講に関する情報はマス・フォア・イノベーション連係学府ホームペー
ジ及び学生ポータルシステム等で提供する。
3. 授業開始後に休講措置を講じた場合，学内の学生及び教職員への周知は館内放送及び学生ポ
ータルシステム等により行う。

(欠席の配慮)

4. 休講措置を講じない場合において，通学経路上の各種公共交通機関の運休，その他やむを得な
い事情により遅刻又は授業等の欠席（早退を含む）をした学生に対しては，授業担当教員の判断
により，学生の不利益にならないよう配慮するものとする。

(補講等)

5. 第1項各号により休講措置を講じた場合は，授業担当教員の判断により，補講，その他代替措
置を行うことができる。

(その他)

6. 自然災害等の発生による帰宅困難者（学生及び教職員）の避難場所等は「災害対策マニュアル」
に別途定める。